

発電所を巡る動き（11月7日～1月20日）

- 11月 7日 異物問題に関する原因調査と再発防止対策を公表
- 10日 不適合事象の公表方法の見直しについて公表
- 27日 1・2・3・5号機再循環系配管の追加点検結果公表（2号機は2箇所、3号機は1箇所ひびあり、1・5号機はひびなし）
- 28日 柏崎市議会に各プラントの状況と今後の見通しを説明（12月2日に刈羽村議会、16日に西山町議会に説明）
- 12月 1日 新潟・福島・福井県知事が国に対し原子力安全規制体制のあり方の検討等を要請（26日国から回答）
- 1日 柏崎市議会議員による発電所視察（10日刈羽村議会みらいクラブ視察）
- 4日 5号機シュラウドの補修作業を開始（1月18日補修作業終了）
- 4日 安全協定に基づく状況確認（管理区域外への汚染物質持出し規制体制）
- 10日 安全協定に基づく状況確認（1号機再循環系配管の耐圧試験、5号機シュラウド研削処理実施状況）
- 18日 安全協定に基づく状況確認（2、5号機再循環系配管溶接線の追加点検記録確認）
- 24日 2号機再循環系配管工事計画届出書を提出（追加点検での2箇所のひびの補修）
- 25日 7号機格納容器漏えい率検査（合格）
- 25日 安全協定に基づく状況確認（発電所内発生の廃棄物管理体制、処分方法）
- 1月 9日 安全協定に基づく状況確認（5号機シュラウド研磨処理実施状況）
- 8日 ISO9001認証取得の取り組み開始を発表
- 12日 安全協定に基づく状況確認（5号機シュラウド応力緩和措置実施状況）
- 16日 7号機原子炉起動（制御棒引き抜き開始）
- 19日 7号機発電機並列（発電開始）
- 20日 2号機再循環系配管取替作業開始

●物品搬出時のチェック

・物品搬出のチェックは細かく行っており、時間・コストがかかるが、簡略化できないか。また、大量に搬出する場合はどうするのか。

A

ルールであり、手間がかかるのは仕方ない。搬出日程を予約して調整しており、搬出が多い場合は人手を増やし、自動化も進めている。

また、何回も使う機材は、毎回出し入れせず、発電所内に置いて管理している。

●作業環境の狭さ

・設計時には配管取替など想定しておらず、その結果、狭い作業環境となったのでは。今後も運転に伴って同じ問題が出てくるだろうが大変。

A

当初は補修を想定していなかったが、福島の経験から2、5号機は1号機の1・4倍のスペースを取り、格納容器への入口も1号機からは2箇所に増やした。

●定期検査期間について

・安全管理のため、検査には時間を掛

けることが必要であり、経済界にとっても好ましいこと。

A

定期検査期間は改良標準化により、当初、77日ほどを45日に短縮、最短で32日。ただ、今後は定期検査に維持基準が導入されるので、期間がどうなるか未定。

地域の会では
ホームページで
活動の全てを
公開しています。

ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。

また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。

<http://www.tiikinokai.jp>

